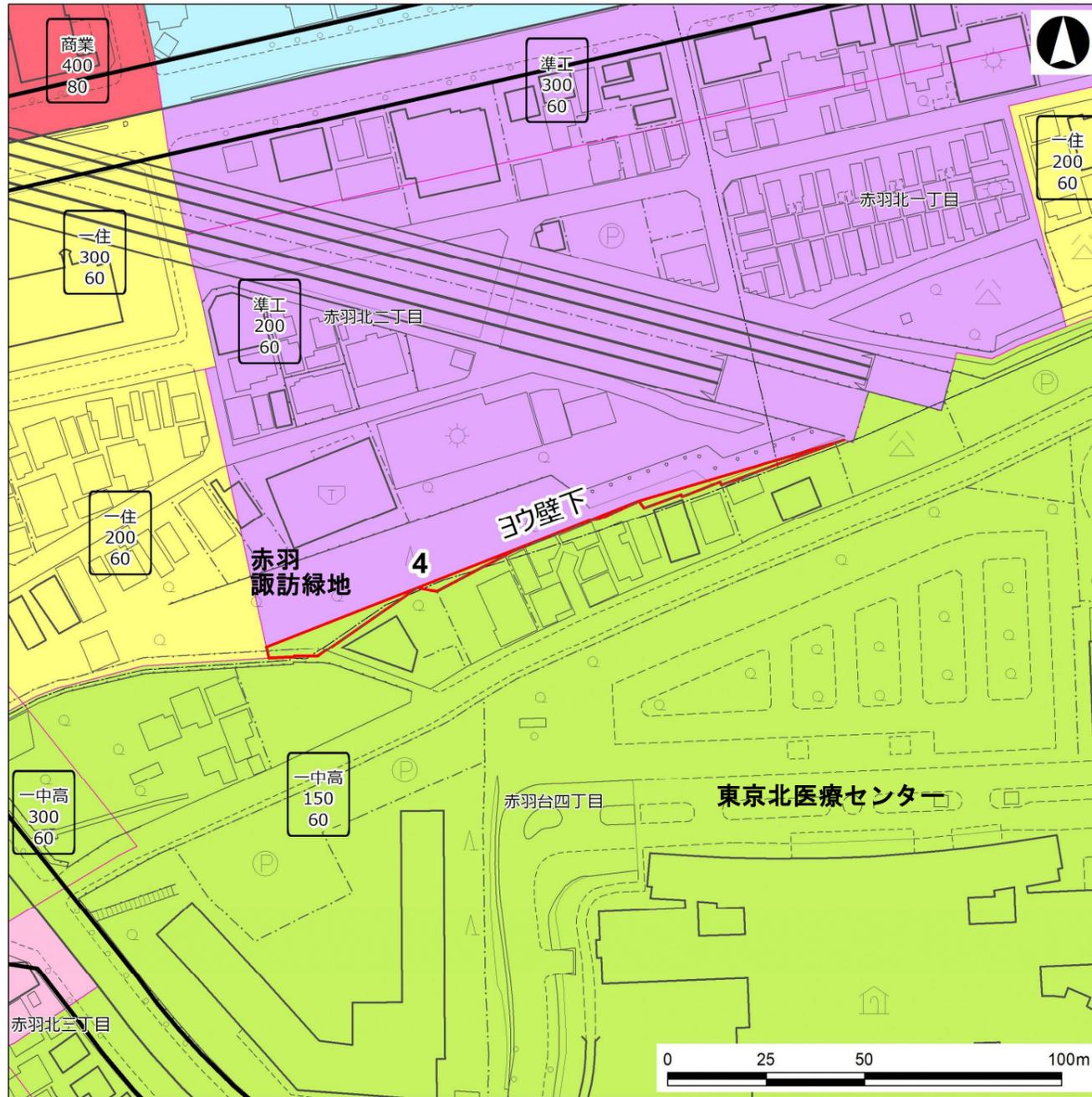
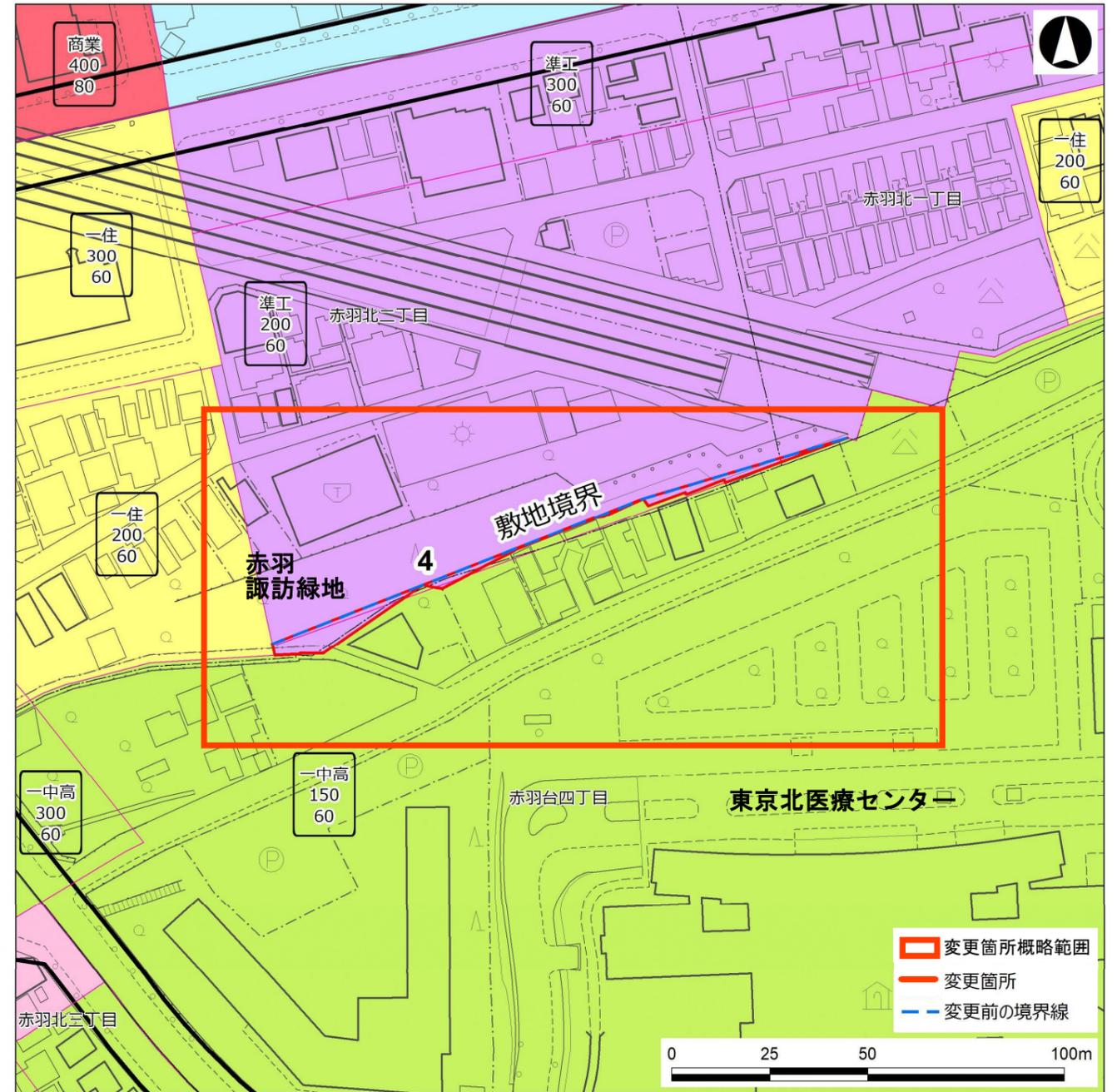


●No.4 : 赤羽北一丁目 10、赤羽北二丁目 2

■ 現行



■ 変更



No.	変更箇所	用途地域等										日影規制 (規制時間/測定面高さ)		変更理由
		現行					変更					現行	変更	
		用途	建蔽率	容積率	高度	防火	用途	建蔽率	容積率	高度	防火			
4	赤羽北一丁目10、赤羽北二丁目2	一中高	60	150	2高	準防火	準工	60	200	2高	準防火	3h/2h/4m	4h/2.5h/4m	用途地域の境界の基準としていた地形地物(ヨウ壁下)が不明確であるため、より明確な敷地境界線とする

■ : 変更のある区分

<用途地域凡例>

- 第二種低層住居専用地域 (二低層)
- 第一種中高層住居専用地域 (一中高)
- 第二種中高層住居専用地域 (二中高)
- 第一種住居地域 (一住)
- 第二種住居地域 (二住)
- 近隣商業地域 (近商)
- 商業地域 (商業)
- 準工業地域 (準工)
- 工業地域 (工業)

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平成 24 関公第 269 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 2 都市基交著第 129 号 (承認番号) 2 都市基街都第 208 号、令和 2 年 10 月 15 日